

しおがま

平成27年10月号

ハローワーク塩釜
塩釜市新浜町三丁目18-1
TEL 022-362-3361
FAX 022-362-1531

8月の窓口の動き（求人・求職・求人倍率）

【求人の動き】

新規求人数は710人で、前月比36.3%と大幅に減少した。また、対前年同月比でも21.7%と大幅に減少した。

月間有効求人数は2519人で、前月比6.8%とかなりの程度減少した。また、対前年同月比でも1.2%とわずかに減少した。

【求職の動き】

新規求職者数は683人で、前月比5.5%とやや減少した。また、対前年同月比では0.9%とわずかに増加した。

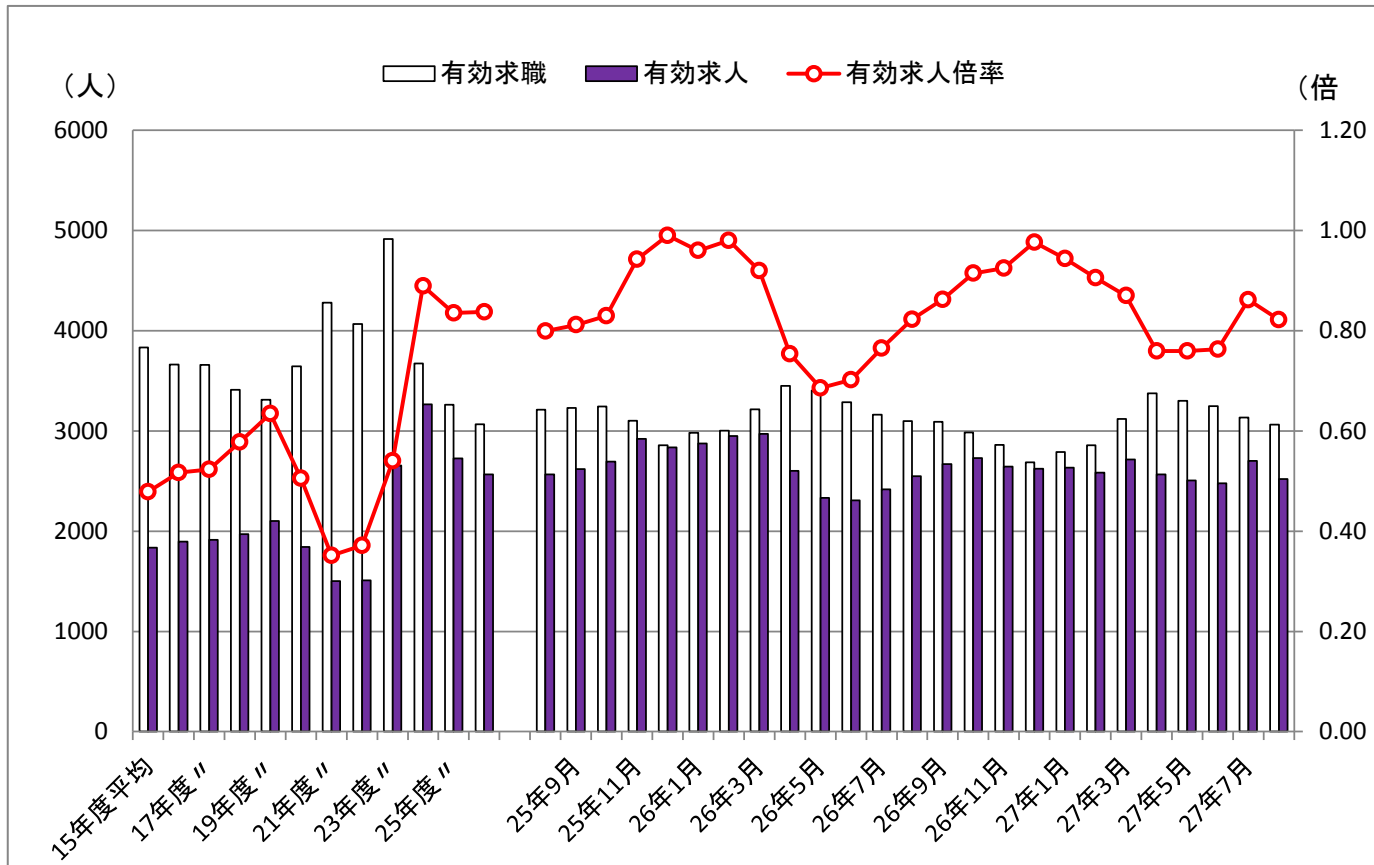
月間有効求職者数は3064人で、前月比2.3%とわずかに減少した。また、対前年同月比でも1.2%とわずかに減少した。

【有効求人倍率の動き】

有効求人倍率は0.82倍となり、前月比で0.04ポイント下回った。また、対前年同月比は同水準となっている。

（宮城県 1.38倍、東北1.25倍、全国 1.23倍）

過去最高・・・1.40(平成2年度)
過去最低・・・0.35(平成21年度)
※昭和52年度以降



1. 一般職業紹介状況（学卒を除くパートを含む）

項 目	計	男	女	対前年同月比	対前月比
新規求人数	710	-	-	▲ 21.7 %	▲ 36.3 %
月間有効求人数	2,519	-	-	▲ 1.2 %	▲ 6.8 %
新規求職者数	683	327	353	0.9 %	▲ 5.5 %
うち雇用保険受給者	171	76	95	▲ 8.1 %	▲ 12.3 %
月間有効求職者数	3,064	1,397	1,658	▲ 1.2 %	▲ 2.3 %
うち雇用保険受給者	1,211	493	717	▲ 3.0 %	▲ 4.2 %
新規求人倍率	1.04	-	-	▲ 0.30 p	▲ 0.50 p
月間有効求人倍率	0.82	-	-	▲ 0.00 p	▲ 0.04 p
紹介件数	1,005	563	442	▲ 9.2 %	▲ 9.5 %
うち雇用保険受給者	265	157	108	▲ 8.9 %	▲ 0.4 %
就職件数	233	120	113	▲ 4.5 %	▲ 18.5 %
うち雇用保険受給者	52	20	32	▲ 27.8 %	▲ 23.5 %
新規就職率 (%)	34.1	36.7	32.0	▲ 1.9 p	▲ 5.4 p

※ 平成16年11月から求職申込書の「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女と計は一致しない場合があります。

※ ▲はマイナスの表示となります。

2. 中高年齢者職業紹介状況（パートを含む）

項 目	計	男	女	対前年同月比	対前月比
新規求職者数	271	141	128	▲ 5.9 %	▲ 16.4 %
月間有効求職者数	1,397	707	684	▲ 0.7 %	▲ 4.9 %
紹介件数	423	251	172	▲ 9.4 %	▲ 12.2 %
就職件数	95	55	40	▲ 11.2 %	▲ 16.7 %

※ 平成16年11月から求職申込書の「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女と計は一致しない場合があります。

3. 障害者職業紹介状況

項 目	計	身体障害者	知的障害者等	対前年同月比	対前月比
新規求職者数	22	10	12	▲ 26.7 %	57.1 %
就職件数	10	1	9	25.0 %	0.0 %
月末現在有効求職者数	249	116	133	▲ 12.9 %	2.5 %

4. 求人閲覧用パソコン利用状況

項 目	当 月	前 月	対 前 月 比
利 用 者 数	4,127	4,987	▲ 17.2 %

「障害者差別禁止指針」及び

「合理的配慮指針」説明会を開催します

平成25年6月の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正により、すべての事業主に募集や採用に関して障害者であることを理由に差別することを禁止する等を内容とする「障害者差別禁止指針」及び募集・採用時や採用後において障害者に一定の配慮を求める等を内容とする「合理的配慮指針」が平成27年3月25日付で公布されました。

当該指針は平成28年4月1日以降すべての事業主に適用されることから、指針の円滑な施行に向け、説明会を開催いたします。

事業主の皆様には人手不足の解消に向けた雇用管理改善の必要性や取組を進めていただくための支援制度等についても併せて説明いたします。

日 時 平成27年11月11日(水)

午後1時30分～3時30分

場 所 塩釜公共職業安定所 2階会議室

塩釜市新浜町3丁目18-1

担当:専門援助部門 伊豆田

電話:022-362-3361

FAX:022-362-1531

事業主のみなさまへ

「雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります」
「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正 ～平成28年4月1日から施行～

◎ 募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。

◎ 合理的配慮(募集及び採用時においては、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置、採用後においては、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置)を過重な負担にならない範囲で提供していただく必要があります。

◎ 相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。また、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **726** 円

平成27年10月3日から！

（10月2日までは時間額710円）

最低賃金の計算には、(1) **精皆勤手当**、(2) **通勤手当**、(3) **家族手当**、(4) **賞与等**、(5) **時間外・休日・深夜手当**は含まれません。
また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙 台 労働基準監督署 Tel 022-299-9075

石 巻 労働基準監督署 Tel 0225-22-3365

古 川 労働基準監督署 Tel 0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 Tel 0224-53-2154

瀬 峰 労働基準監督署 Tel 0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

宮 城 労 働 局